

ほけんだより 11号

●令和8年度災害時用予備薬について●

1年間、服薬に関して御協力いただきまして、ありがとうございました。令和8年度も万一に備え「災害時予備薬」をお預かりします。お手数ですが、使用期限や処方変更を御確認の上、新たにお届けくださいますよう、お願いいたします。

○提出日・提出方法

- ・入学式・始業式 4月6日（月）
- ・連絡帳での御提出をお願いします。

○災害時予備薬の内容

（2日分の定時薬＋頓服薬） ※薬剤説明書のコピーも一緒にお入れください。

- ・校外学習時の災害予備薬として、行事の際に校外へ持ち出ささせていただく場合があります。御承知おきください。

○令和7年度災害時予備薬の返却について

- ・令和8年度災害時予備薬をお預かりした際に、現在お預かりしている令和7年度災害時予備薬を連絡帳にて返却いたします。返却されたお薬は使用期限を御確認いただいた上で、御使用ください。

***年度の途中で服薬内容に変更があった場合、お手数ですが、その都度新しいものを学校までお届けください。**

●災害共済給付制度について●

学校の管理下（登校してから下校するまで）でのけがについては、日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度を利用すると医療費の給付が受けられます。医療機関で「医療等の状況」の証明を受け、学校に提出していただければ手続き可能です。申請に関する書類は保健室にありますので、申請される方は担任または養護教諭までお申し出ください。

- 申請の条件
- ◎ 学校管理下のけがであること
 - ◎ 医療機関での医療費の合計が1500円以上であること

給付金支払請求には時効があり、給付理由（けがなど）が発生してから2年間で、卒業後も申請することは可能です。それ以降は手続きができなくなりますので、申請される場合はお早めに御相談ください。

なお、卒業後も在学中の災害によるけがに対しての治療を継続される方は、養護教諭に御相談くださいますよう合わせてお願いいたします。

●「健康の記録」をお渡しします●

身体測定の結果について記載してあります。御確認いただき、御家庭で保管してください。

なお、学校への返却は不要です。何か御不明なことがありましたら、保健室まで御連絡ください。

《今回新たに追加した内容》

- ・1～3月の身体測定結果



★処置を自分から進んで受けられる児童・生徒が増えました★

児童・生徒が自分から処置を受けられるよう、日々の指導に取り組んでいます。けがの処置が苦手な児童・生徒が多いため、処置の流れを一つずつ丁寧に説明し、安心して受けられるようにしています。例えば、「この綿で拭きます」「このあとワセリンを塗ります」など、実物を見せながら伝えています。

不安な気持ちを受け止めつつ、必要な場合は処置を受けてほしいことを丁寧に伝えることで、多くの子が前向きに取り組めるようになってきました。



担任と連携し、児童・生徒が無理ない範囲での処置を行っています。処置が上手く受けられると、そばにいる教員にもほめられ、児童・生徒はうれしそうにしています。

◎高等部卒業後の健康診断は、どうなるの?!

高等部卒業後は、学校で実施していた内科・眼科・耳鼻科・歯科などの定期的な健康診断が受けられなくなります。卒業後の通所施設や入所施設を選ばれる際には、その施設でどのような健康診断が実施されているかを、ぜひ確認していただければと思います。

施設によっては内科検診のみの場合もありますので、特に、自傷行為などによって白内障などの眼の病気が発症する可能性があるお子さんや、う歯（むし歯）への心配があるお子さんについては、医療機関の御利用について施設に御相談していただければと思います。

